

社会福祉法人日吉福祉会 役員並び評議員の報酬

及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 日吉福祉会（以下「日吉福祉会」という）の理事 監事（以下「役員」という）並び評議員に対する報酬及び費用弁償の額及び、その支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 日吉福祉会の事業執行のために必要な会議に出席した役員並び評議員には、報酬として日額 6,000 円を支給する。但し、役員のうち日吉福祉会の職員にある者には支給しない。

- 2 前項の報酬は、当該職務の終了後に支給する。
- 3 常勤の役員の報酬等については別に定める。

(費用弁償)

第3条 役員並び評議員が日吉福祉会の用務の為に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規程により支給する旅費については、社会福祉法人日吉福祉会職員の旅費規程による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成 15 年 3 月 2 4 日から施行する。

附則 この規程は一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。